

上富良野町商店街等活性化支援制度

(共同仕入・合同抽選会・合同キャンペーン等) 申請書の制度運用方法

- 1) 何れかの事業を行う者は、当申請書に必要事項を記入し、当会へ提出する。
- 2) 当会は、事業内容について、申請書を受理してから1週間以内に審査し、その可否は商工会長が決するものとする。ただし、補助額が5万円を超える団体申請の可否については、審査会を開催し決定する。審査会のメンバーは、当会の正副会長と地域産業振興委員会の正副委員長とする。その可否については、速やかに申請者に連絡する。
- 3) 可決の連絡を受けた申請者は、事業に着手し、終了後に、実績報告書及びその事業に掛かった費用の支払いが分かる証拠書類（領収書や通帳の控え等）を当会へ提出することとする。なお、事業の全ては年度末までに完了させなければならない。
- 4) 当会は、その実績報告書及び証拠書類を検査し、妥当と判断した際は、共同団体申請の場合については、10万円を限度に補助対象費用の2分の1を、個店申請の場合については、2万円を限度に補助対象費用の3分の1を支払うものとする。

上富良野町商店街等活性化支援制度要綱

(目的)

第1条 本制度は、会員事業者の収益向上はもとより、商店街及び街なかの賑わい創出と地域経済の活性化につながるため、商工業者が自ら行うイベント・キャンペーン等の積極的な取り組みを助長し、支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 本制度の補助対象者は、3者以上の会員商工業者の共同により、地域経済の活性化に資する活動を行おうとする次の各号に掲げる団体及び自社PRに積極的に取り組む会員商工業者とする。

- (1) 商店街単位で連携して活動を行う商工業者の団体
- (2) 町内の同業者もしくは異業種が連携して活動を行う商工業者の団体
- (3) 活動主体の構成に非会員が含まれる場合は、構成の3分の2以上を会員商工業者が占める団体

(補助額)

第3条 団体申請については、1回の申請につき、補助対象費用の2分の1とし上限を10万円とする。

2 個店申請については、1回の申請につき、補助対象費用の3分の1とし上限を2万円とする。

(補助対象費用)

第4条 補助対象となる費用は、次の各号に掲げるものとする。但し、景品・ノベルティ又はそれらに類する費用については、補助対象費用全体の2割までを対象とする。

- (1) イベント等に供する仕入・購入費用、臨時人件費、イベント企画に係る費用
- (2) 広告料・通信費用
- (3) その他会長が認めた費用

2 収入が伴うイベント等活動については、収入額と同額を補助対象費用から除外する。

(補助対象外費用)

第5条 景品・ノベルティ又はそれらに類するものの内、補助申請者（個店、団体にあつては構成者）が通常扱う商品・物品の購入又は仕入れ費用については、補助対象外とする。

(補助利用回数の制限)

第6条 本制度活用の全体化につながるため、年度間における本制度による補助利用の回数は、団体申請については2回まで、個店申請については、3回までとする。

(補助申請)

第7条 本制度の補助申請は、関係書類を添えてイベント等活動及び取り組みを開始する7日前までに
行うものとする。

(審査及び決定)

第8条 申請書を受理した場合は、1週間以内に審査を行いその可否は会長が決定する。但し、補助額が5万円を超える団体申請の可否については、次項の審査会を開催しその可否を決定する。

2 審査会は、当会の正副会長と地域産業振興委員会の正副委員長で構成する。

3 審査の結果については、速やかに申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第9条 事業が完了したときは、速やかに実績報告書及びその事業に掛かった費用の支払いが分かる証拠書類（領収書、通帳の控え等）を当会へ提出するものとする。

2 事業の全ては、年度末までに完了させなければならない。

(補助金の支払いと返還)

第10条 実績報告書及び証拠書類を検査精査し、妥当と判断したときは補助金を支払うものとする。

2 補助金交付後において不正等が明らかになった場合は、補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

この要綱（第 2 条の 2 から 4 項）の追加変更は、平成 25 年 10 月 11 日から適用する。

附 則

この要綱（第 5 条）の追加変更は、平成 26 年 1 月 21 日から適用する。

附 則

この要綱（第 3 条）の変更は、平成 27 年 8 月 27 日から適用する。

附 則

この要綱（第 5 条）の変更は、平成 27 年 8 月 27 日から適用する。

附 則

この要綱（第 5 条）の変更は、平成 28 年 6 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱（第 2 条 4）の変更・第 5 条の新設は、平成 29 年 4 月 28 日から適用する。

附 則

この要綱の第 3 条（補助額）、第 4 条（補助対象経費）、第 6 条（回数）の拡充新設は、令和 3 年 12 月 22 日から適用し、令和 4 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

< 拡大（充実）内容 >

（補助額）

第 3 条 2 ① 共同での取り組み（5 社以上） 補助率 2/3（1/2） 上限 10 万円

② 単独での取り組み 補助率 1/2（1/3） 上限 3 万円（2 万円）

（補助対象経費）

第 4 条 2 景品・ノベルティの経費に係るものは、対象経費全体の 2 割までとする。

（回数）

第 6 条 2 拡大制度の利用回数は 2 回までとし、これを含めた年間総利用回数は 7 回までとする。

附 則 （決定日）

この要綱（第 1 条～第 8 条）の変更及び第 9 条・第 10 条の新設は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。